

別紙

【 避難指示区域内における特殊勤務手当等 】

避難指示区域内における特殊勤務手当及び作業時間の制約による労務費の割増については、以下のとおりとする。

労務費、直接人件費及び賃金については、本工事の契約期間中に帰還困難区域及び居住制限区域の再編、または「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 13 年 12 月 15 日人事委員会規則第 18 号）」の改正が行われた場合は、その改正内容により設計変更の対象とする。

現場での実作業時間について、変更が生じた場合及び積算計上と現場作業に乖離のある場合は受発注者間で協議を行うものとする。

※実作業時間：現場での拘束時間から休憩時間等を差し引いた実際に作業できる時間をいう。